

議案第 56 号

山都町国民健康保険条例の一部改正について

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

被保険者証を廃止することに関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）が令和 6 年 12 月 2 日に施行されることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険条例（平成17年山都町条例第100号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれを拒否した」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

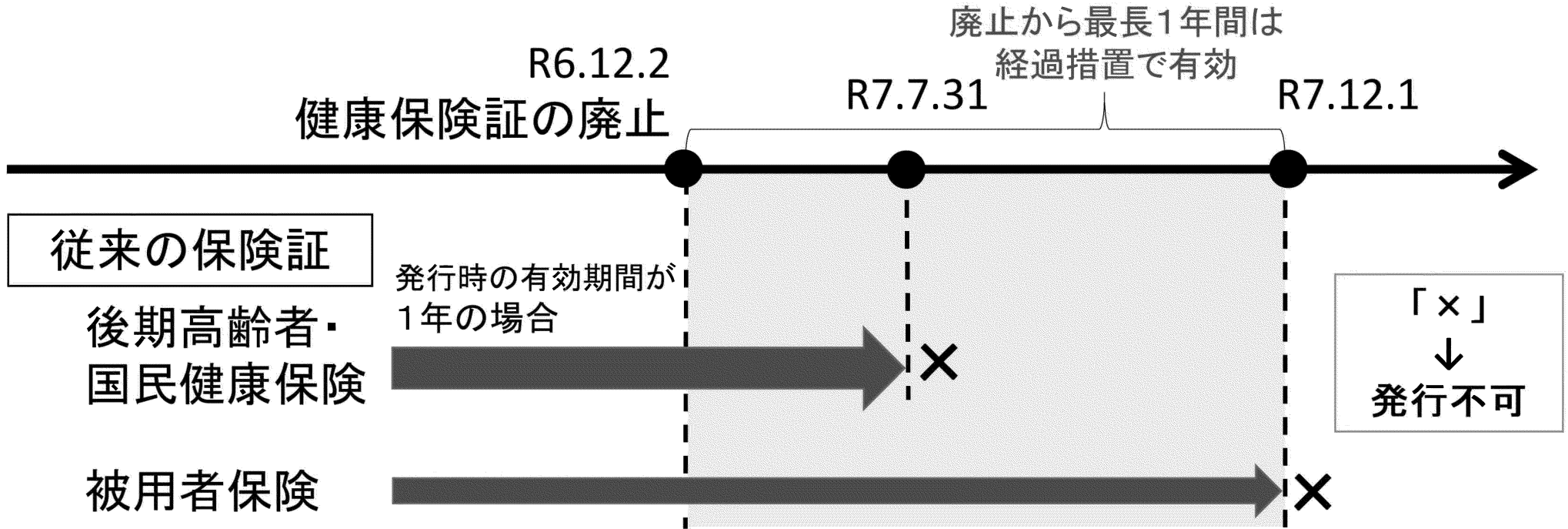
（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山都町国民健康保険条例(平成17年条例第100号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(罰則)</p> <p>第15条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれを拒否した場合は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした _____場合は、10万円以下 _____の過料に処する。</p>

廃止後の保険証の扱い(有効期間)



廃止後は

マイナ保険証 ・マイナンバーカードの保険証

2つの
選択肢

資格確認書

・当分の間、マイナ保険証を持たない人全員に送付(申請不要)